南日本ハウス株式会社　行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、働きやすい職場環境を整えるため、次のように 行動計画を策定する。

１．計画期間　　2026 年　10 月　1 日　～　2031 年　9 月　30 日までの　5 年間

２．内容

目標：採用者に占める女性の割合を 40%以上とする。（正社員）

＜実施時期・取組内容＞

● 2026 年 10 月～ 女性の応募を増やすため、ホームページの採用ページの内容を 見直し、改定する。

● 2026 年 10 月～ 出産や育児を理由に退職した社員に対する再雇用制度を導入する。